

第 101 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 7 年 1 月 17 日（金） 9 : 00～11 : 03

場所 オンライン開催

1. 開会

○日暮課長

定刻になりましたので、ただいまから第 101 回調達価格等算定委員会を開催します。
皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席、誠にありがとうございます。
オンライン開催に当たって、事務的留意点を 2 点申し上げます。

1 点目、委員の先生方におかれましては、本委員会中ビデオをオフの状態としていただき、
またご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にてお願いいたします。

2 点目、通信トラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局メールアドレス、
または電話番号にご連絡ください。改善が見られない場合は電話にて音声をつながせてい
ただきます。

それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○秋元委員長

皆様、おはようございます。

それでは、早速ではございますが本日の議事に入りたいと思います。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。

インターネット中継でご覧の皆様は、経産省ホームページにアップロードしております
ファイルをご覧ください。

配付資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料 1、入札制・地域活用要件、資料 2、
残る論点について、参考 1 としてバイオマス発電に関する F I T / F I P での支援のあり
方（案）に対する意見書、参考資料 2 としてバイオマス持続可能性WGからの報告をご用意
しております。

○秋元委員長

ありがとうございます。

まず、議事の冒頭に参考資料 2、バイオマス持続可能性WGからの報告について、事務局
よりご報告をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。

参考資料 2 をご覧ください。

1 ページ目のとおり、2019 年度以降バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、燃料の持続可能性、食料競合、ライフサイクルGHGの論点について、この本委員会での議論を踏まえた様々な技術的な観点、専門的な観点の検討をしてきております。

2 ページ目をご覧ください。本年度のバイオワーキンググループにおいても様々な検討がされておりますが、特にFIT制度／FIP制度との関係、赤囲みの点については調達価格等算定委員会、本委員会への報告事項となっております。

赤囲みの上の1点目、PKSのライフサイクルGHGを確認できる第三者認証スキームとして、一般社団法人農産資源認証協議会を第三者認証制度の追加としております。

詳細は6 ページ目のとおり、赤囲みで囲んだところについて、第三者認証制度の追加ということでございます。

また2 ページ目にお戻りいただきまして、報告事項2点目になりますが、国内木質バイオマスの利用実態を適切に取組に反映していくため、輸送工程、加工工程に係るライフサイクルGHGの規定値の追加・修正を行うこととしてございます。

詳細は8 ページ目であります。少し技術的な観点になりますけれども、従前から行っておりますライフサイクルGHGの取組、自主的取組に関して、既定値の計算における原単位の設定、積載量の区分の追加、内航船区分の追加について、実態に合わせて技術的・専門的な観点から諸元を修正をしております。

この点が2点、報告事項となります。

以上です。

○秋元委員長

ご説明をいただきまして、ありがとうございました。

2. 入札制・地域活用要件について

○秋元委員長

それでは、本日の議事に入ります。本日は前半と後半に分けて、入札制・地域活用要件と残る論点について、それぞれご議論をいただく形で進めたいと思います。

それではまず、事務局から資料1に基づきご説明をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。資料1、入札制・地域活用要件についてであります。

2 ページ目のとおり、入札制に関しましては記載のとおり5点論点がございます。その上で地域活用要件、大きな二つ目の論点として記載をさせていただいてございます。

改めて資料の6 ページ目から10 ページにかけて、昨年10月にお示した大きな論点の中で、本日の関係部分を赤囲みで記載をしております。

具体的な論点に入りたいと思います。11 ページ目です。

まず、この入札制に係る論点の中での事業用太陽光についてであります。

12 ページ目をご覧ください。上限価格の事前公表の有無についてでありますけれども、事業用太陽光については2011年度より、他の事業者との競争を強く促していくという観点から、上限価格を事前公表する形で入札を実施してきておりますが、引き続き事業者の参入促進を促していく観点から、来年度も上限価格を事前公表することとしてはどうかと考えてございます。

2点目が入札対象範囲についてであります。大きな考え方として、入札対象範囲は可能な限り拡大していくことが望ましいと考えておりますが、資本費に一定の250kW以上/未満、ここで一定の差異が見られるということも一方でございございます。

53 ページ目に参考資料をつけておりますが、こうした入札準備に必要な経費、12 ページ目にお戻りいただいて、小規模案件ほど相対的に重い負担があるということも踏まえて、来年度の入札対象範囲については、これまで同様原則250kW以上ということとしてはどうかと考えてございます。

地域と比較的共生のしやすい屋根置き設置区分については引き続きの導入を促進をしていくという観点、今般早期の投資回収を可能とする初期投資支援スキームの検討を行ってきているという点、こうした状況の中で、来年度の事業用太陽光発電の入札制においても、屋根設置区分に該当するものについては入札制の適用を免除することとしてはどうかということでございます。

続いて16 ページをお願いいたします。25年度の入札実施回数であります。案件形成の促進、入札実務の観点から、今年度と同様に来年度の入札回数を年4回としてはどうかとしてございます。

17 ページ目です。続きまして募集容量についてであります。

昨年度は、昨年度の本委員会の審議時点で判明していた第3四半期までの3回分の落札容量の平均値93MWを今年度の初回の募集容量としたということであり。昨年度と同様の考え方を取るということもございございますが、今年度、後半の入札に応札が集中するという傾向も見られております。この点を踏まえて、来年度は昨年度第4回から今年度第3回までの応札量の平均を取ることで、過去1年間通年の平均値を参照すると79MWという状況でございございます。

今年度の初回の募集容量93MWを据え置くという考え方もございございますが、FIT/FIP制度外での事業実施が増えているという点を考慮して、引き続きの競争性ということを確保していく観点から、前述、申し上げました平均値の79MWを採用することとしてはどうかというふうに考えてございます。

ちなみに19 ページ目のおおりに、事業者団体が公表している出荷統計によれば、2023年度の太陽光パネルの国内出荷量は5.8GWということで、引き続き安定した出荷量が行われているという状況も確認ができるということでございます。

20 ページ目をご覧ください。入札募集容量についてでありますけれども、来年度の2回目以降について、これまでの考え方と同様のアプローチで、募集容量を機動的に見直すこと

としてはどうかと考えております。競争性の確保と太陽光導入の加速化、これらを両立をしていきたいと考えてございます。

具体的には、入札容量が募集容量を上回った場合については、次回の募集容量を増加させる、入札容量が募集容量を下回った場合には、今回入札の入札容量とすると。ただし年度初回入札の募集容量を下限値とするという考え方を取っていきたいと考えてございます。

続きまして 22 ページ目です。入札上限価格についてであります。来年度の入札の上限価格についても、今年度の同様の考え方に基きまして、25 年度の事業用太陽光発電の調達価格・基準価格 8.9 円というところから、26 年度の事業用太陽光発電の調達価格・基準価格の間を刻む形で設定してはどうかと考えてございます。26 年度の事業用太陽光につきましては、昨年の本委員会においての諸元は議論をさせていただいておりますが、最終的には今年度の委員会の中で取りまとめをしていきたいと考えてございます。

28 ページ目以降、陸上風力発電についてであります。

24 ページ目、入札対象範囲についてでありますけれども、引き続き陸上風力発電について入札制の下で事業者間の競争によるコスト低減を促していくという観点から、25 年度の入札対象について 50 kW 以上とすることとしてはどうかということでもあります。24 年度の入札対象から広く 50 kW 以上とすることとしたということでもありますけれども、この点を 25 年度以降についても維持をしていきたいと考えてございます。

上限価格の事前公表／非公表については、事業者の予見可能性の向上という観点から、また事業者間の競争を促していくという観点から、引き続き事前公表としてはどうかと感じております。

入札の実施回数・募集容量について、25 ページ目であります。24 年度入札制の募集容量の設定については、エネルギーミックスの実現に向けた導入の加速化、そして競争の確保というこの両方の観点から、23 年度同様の考え方に基いて募集容量を設定してきたところでもあります。

25 年度についてもこの考え方を引き継いでいきたいと考えておりますが、応札容量が 885 MW と今年度の入札では 1 GW を下回ったということを踏まえて、他の応札者との競争が働くように、また応札容量が上回ることが想定されるような募集容量を設定することとしてはどうかと考えてございます。

具体的には、下の表の中に整理をしておりますけれども、25 年度の初回入札の募集容量を 0.9 GW とした上で、初回入札で入札容量が 1.2 GW を超える場合には、同年度内に追加の入札を実施することとしてはどうかということでございます。

続きまして、28 ページ目以降、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）についてであります。

29 ページ目、上限価格の事前公表／非公表についてであります。これも昨年と同様の考え方になりますが、来年度についても入札の事業者がいない年度も存在するという点なども踏まえて、入札による競争を促すために上限価格を意識した競争を確保していくとい

う観点から、上限価格を事前公表とすることとしてはどうかと考えてございます。

募集容量については、複数事業者の入札参加がない可能性も考えられますが、これまで設備容量 187MW の認定案件ということもあることから、こうした案件と同程度の規模の案件が落札できる可能性ということを確認していく観点から、190MW を募集容量とするということを引き続きしていくこととしてはどうかと考えてございます。

続きまして 32 ページ目以降、バイオマス発電についてでございます。

33 ページ目、2025 年度の上限価格・募集容量についてであります。

昨年度の委員会では、25 年度のバイオマス発電の入札対象範囲について、十分な F I T 認定量があることや海外でより低コストで事業実施ができていることなど踏まえて、2018 から 2024 年度と同様に、一般木質等（1 万 kW 以上）及び液体燃料（全規模）を取りまとめたところでございます。引き続き上限価格を意識した競争を促していく観点から、事前公表としていくこととしてはどうかと考えてございます。

募集容量については 2024 年度と同様の考え方で、基本となる募集量を 30MW とした上で、大規模で効率的な案件が応札があった場合に、それが落札ができるように拡大する募集容量の上限 110MW を上限とする。すなわち 30MW プラス 110MW の上限、140MW とはどうかと考えてございます。

この考え方は昨年 1 月に議論をいただいておりますが、参考資料 34 ページ目に添付をしております。

続きまして、25 年度の点をご説明させていただきましたが、2026 年度以降の入札制、新規案件の取扱いについて、35 ページ目に記載をしております。

昨年 10 月の本委員会において、バイオマスの入札区分について、直近の応札がないという状況が続いているということ、燃料の需給が逼迫をしている状況などを踏まえて、区分の在り方について F I T / F I P 制度での支援が適切なのかどうかという点を含めて議論をすべきなど、ご意見をいただいております。

続いて 11 月の委員会では、入札対象となっている一般木質等（1 万 kW 以上）及びバイオマスの液体燃料（全規模）の 26 年度以降の取扱いについて、事業者団体のヒアリングの内容、バイオマスの第 7 回の入札の結果を踏まえて議論いただくこととしてございます。

その後の状況を整理しております。①から④であります。①バイオマス発電の特性として、発電コストの大半を燃料費が占めるというコスト構造、将来的な自立化が見通しづらいという状況にあるという点、また 2 点目でもありますけれども、事業者のヒアリングにおいても入札区分である一般木質（大規模なもの）、液体燃料（全規模）については、国際市場の需給や円安等の影響を強く受けるという性質があり、新規の案件形成が大きく進むとは考えにくいというご説明もありました。

また③ですが、バイオマスの第 7 回入札においても引き続きの 0 件という状況が確認をされております。

加えて、バイオマス発電は既に十分な認定量が存在をしていると。また諸外国では大規模

なバイオマスを支援措置の対象としていない国も確認をされるという状況、またバイオマス発電については、需給調整市場や容量市場を活用することで、FIT/FIP制度によらず収益を上げることが想定されている、期待されている電源でもあるという点であります。

以上の点を踏まえて、現在入札区分となっております一般木質等（1万kW以上）及び液体燃料（全規模）は、2026年度以降FIT/FIP制度の支援の対象外とすることとしてはどうかと考えてございます。

FIT/FIP制度において、こうした大規模な発電区分について支援対象から対象外とするという点について、初めてとしての審議事項となっております。この点について委員の皆様からご審議をいただければと考えてございます。

36ページ目です。2025年度以降の入札制についてですが、既存案件の取扱い、特にFIT/FIP期間終了後の事業継続に関してであります。この点はこの本委員会の中でもご議論いただいております。

FIT/FIP制度について、再エネの自立的な拡大を目指し、国民負担によりその導入を支援をするということでもあります。そのため国民負担の下で導入された再エネ発電であるバイオマス発電が、支援期間終了後に火力発電へ展開することや、事業廃止に至ることを抑止する必要があると考えてございます。このため、FIT/FIP制度により支援を受けたバイオマス発電について、FIT/FIP期間の終了後も定期報告・変更届出を通じて、継続的にバイオマス発電の比率の把握を行うということとともに、FIT/FIP終了後にバイオマス比率を一定以上低減させるような場合には、指導の対象とし、指導を行ったときにはその旨を公表することとしてはどうかと考えてございます。

他方、こうした指導などの措置についての実効性に限界があるというところにも課題がございます。バイオマス発電の事業の継続をより確実にするために、FIT/FIP制度の終了後のバイオマス発電/発電事業者に適用があり得る他の諸制度と連携をして、規制/支援の両面から、こうした懸念への対応を検討していくこととしてはどうかと考えてございます。

続きまして、2025年度の入札実施スケジュールについてです。全体の整理は42ページ目に記載をしております。

太陽光発電の入札のスケジュール、そして陸上風力についての入札スケジュールでございます。陸上風力については、応札が大きく上回った場合には、追加の入札を予定しているというところでございます。

続きまして、大きな2点目の論点です。2025年度以降の地域活用要件についてであります。

44ページ目です。FIT制度、需要地に近接して柔軟に設置できる、災害時のレジリエンス強化、エネルギーの地産地消に資するという再エネ電源特徴を生かし、地域の信頼を獲得しながら導入拡大を図っていくという観点から、地域活用要件を設定をしております。こ

うした地域活用要件、2025 年度以降についても引き続き維持をすることとしてはどうかと
考えてございます。

事業用太陽光発電について、10kWから50kW以上と。少なくとも30%の自家消費等
を実施すること、災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供することなど要
件を設定しているところでございます。

45 ページ目ですけれども、事業用太陽光発電の営農型については、一部特例を設けてお
ります。所定の条件を満たす営農型発電については、自家消費等を行わないものであったと
しても、災害時の活用を条件にFIT制度の対象としております。この適用を受けるために、
FIT認定後3年以内に農地転用許可を得るということをFIT認定の際の条件としてお
りますが、FIT認定後3年を経過してもなお農地の一時転用許可の提出がない案件が見
られていることから、厳格な対応を実施をしていくこととしております。

こうした中で、一番下のポツですが、2024 年8月にはFIT認定後3年を経過してもな
お農地転用許可の提出がない案件について、不適切な事由が確認された営農型太陽光発電
として、FIT/FIP制度、交付金の一時停止措置を講じたところであります。

今後も随時農地転用許可が提出されていないものを含めて、関係法令に違反が確認され
たものについてFIT/FIPの一時交付金停止措置を含めた厳格な対応をしていきたい
と考えてございます。

また、地域活用要件についての2点目、48 ページ目です。災害時の活用要件であります
地震・台風・大雨、災害が激甚化・頻発化している中で、地域活用要件を具備した太陽光発
電が地域で適切に活用されていくということが重要だと考えてございます。特にこうした
発電設備が効果的に活用されていくためには、設置者と地域での防災を担う市町村が平時
から連携を図っていくことが必要ではないかと考えてございます。こうした点を踏まえて、
各市町村がその地域の実情に応じて防災の方針に各地域活用要件を具備した太陽光発電を
位置づけやすくするように、環境整備を行っていきたいと考えております。

具体的に3点、記載しております。国がFIT認定を行った際に、当該太陽光発電事業の
概要等について国から設置をする市町村に対して、プッシュ型でまずは情報提供を行うと
いうこととしてはどうかと考えております。

また市町村から事業者に対して、災害時活用に関する協力の依頼があった場合には、それ
に応じるよう努めるということを、FIT制度の事業計画策定ガイドラインに明記をして
いきたいと考えてございます。そうしたことを通じて、事業者と自治体間の防災協定との締
結、発災を想定した訓練・シミュレーション等の実施などを促していきたいと考えてござい
ます。

また、FIT/FIP制度に関する情報提供を目的としております毎年度開催の情報連
絡会において、国から自治体に対して、再エネ電源の災害時活用の先進事例、防災協定のひ
な形等の情報提供を行って好事例を横展開、これを促していきたいと考えてございます。

事務局からの説明、資料1は以上となります。

○秋元委員長

ご説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、事務局からのご説明を踏まえてご議論いただきたいというふうに思います。ご意見、ご質問についてはいつもどおりではございますが、五十音順でお願いできないかというふうに思います。

それでは安藤委員からお願いいたします。

○日暮課長

すみません、事務局でございます。1点お詫びがございます。ホームページにおける資料のアップロードが審議会の冒頭になされておりました。大変申し訳ございません。現在資料自身は、公表が既にされておまして、現時点においては皆さんからホームページでご確認ができるという状況でございます。

審議の状況については、Y o u T u b e で公開されておりますので、審議会としてはこれまでの状況は公開がされているという状況でございます。

資料のアップロードが遅れました点、改めて事務局としてお詫びを申し上げます。いたしまして、審議会の公表自身はなされておりますので、引き続きこの審議会は継続させていただきたいというふうに考えております。資料のアップロードが遅れました点、申し訳ございませんでした。

○秋元委員長

それでは、引き続き審議を進めたいと思いますが、今事務局から資料1についてご説明をいただいたところでございますが、これについて委員の皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。先ほど途中まで申し上げましたが、五十音順でお願いできればと思います。安藤委員からお願いいたします。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。

まずは長い資料をご説明いただきありがとうございます。今回も基本的には例年どおりの方針が維持されているということだと思います。というわけで、基本的にこのお示しいただいた内容について異論等ございません。

2点だけ簡単なコメントがございます。

36 ページのところで、F I T / F I P 期間が終わった後、バイオマス発電がバイオマスの比率を下げる、この一定以上というのはどのぐらいの割合にするのかということも重要だと思うのですが、ここで書いてある指導の対象とし、指導を行ったときはその旨を公表するというのが、それだけで適切な行動を促すインセンティブとして十分なのかということやはり疑問には思います。

下の最後の四角のマークにもあるとおり、規制／支援的措置の両面からこうした懸念への対応というような話がありますが、支援的措置とって、ある種意図に沿わないことをやっている人をまたサポートするというのもどうかなという気もするので、実効性を持つ規

制の方法について、また指導の方法についてよくよく検討することがこれから必要だと思っています。

もう一点、44 ページ以降、地域活用要件の話がありまして、その災害時の話に関心があります。48 ページのところでは太陽光の地域活用として自治体とうまく連携をして、災害時などに地域にとって有効活用するといった話があるわけですが、ここで具体例として下から5行目ぐらいですか、開錠方法とか利用者の誘導方法など細かい話も書かれています。ここで地域によってどのくらいの人が住んでいるとか、どのくらい災害活用要件が課された太陽光があるのかという地域の違いなどがありますので、一律のルールは定めることはできないにせよ、こういう形で災害時に使えるとなったら、周辺に住んでいる住民にとっても自分たちにとってもメリットがあるものということで、太陽光発電が地域に受け入れやすくなるんじゃないか。地域の理解にもつながるので、ぜひ適切な運用につながるように自治体にも事業者にも頑張っていたいただきたいと感じました。

感想、コメントのみですが以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、岩船委員、お願いできますか。

○岩船委員

岩船です。ご説明ありがとうございました。

前半の入札のルールに関しては、これまでのことを踏まえて適切に設定されていると思いますので、特段強い異存はございません。

ただPVの例えば募集量自体の管理みたいなところを、本当にそこまで厳密にしないといけないんだろうかというような気も少ししたという、それは印象なんですけれども、皆さんが何か一定のルールを決めて、こうして募集量も厳密に管理していきますということであれば、それはそれで特段異存はないと思いますが、ある程度ルール化しておくのがいいかなと思いました。

私もあとは、最後は感想的な話になるんですけども、やはりバイオマスのFIP/FIT後の管理もありますし、今後いろんなものがFIT/FIPという餌との関係で何らか管理ができていたところが、それがそこから外れる、もちろん太陽光等のPPAもそうだと思うんですけども、そうするとやはり管理していくということがなかなか難しくなるなというのを基本的には感じております。

最後の災害時活用要件もそうなんですけれども、やっぱりこういうものをしっかり管理していくスキームがこのFIP/FIT等の枠を超えて必要になると思いますので、そこはなるべく早めにルールをつくっていただきたい。最終的には太陽光等であれば廃棄まで含めて管理しなくてはいけなくなりますので、絶対必要だと思います。なので、重要なのはPPAも含めてどこにあるのか。本当に住所とひもづいてるのか、何kWなのか、どういう管理がされているのか、誰が管理しているのかというようなところが外から見ても分かる

ように。例えば自治体などがアクセスしやすく、しかもそれ自体の情報の精度、確度が低いというような話も聞いておりますので、これだけあちこちに分散された電源を管理していくというのは非常に大変な作業だと思いますので、やはりデジタルの力を借りて早めにここを整備するようなものをぜひつくっていただきたいなと思います。

そうすると、最後の災害時の活用要件で、各市町村が防災方針に組み込むというようなこともありましたけれども、このままでは少し絵に描いた餅になってしまいそうだなという気がします。自治体と国とそういうどこに使える電源があるのかというような情報がすぐに分かる仕組みというのがやっぱり重要だと思います。そのデータベースにアクセスすればマップ上でどこにある。なんとすれば情報を活用して自治体が住民にもアナウンスできるというようなものが望ましいと思います。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

続いて大石委員、お願いできますか。

○大石委員

大石でございます。聞こえておりますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○大石委員

私も今回の事務局の案はおおむね賛成いたします。その中でも何点かコメントをさせていただければと思います。

まず入札に関して、これまでの流れに基づいてということでご提案いただいて、ほぼそれで異論はありませんが、25 ページのところ、別にこれに限ってということではないのですが、ここに書いてある陸上風力について、四角の三つ目にもあるように、エネルギーミックスの実現に向けて導入加速化にも配慮するということになりますと、募集容量それから入札の回数というのが決め手になります。事務局のできる範囲というのもあると思うので今以上を求めるのは難しいのかもしれませんが、容量を絞るというのであれば逆に回数を増やすというような方向で、できるだけ再エネの割合が上がるような方向ということを今後は考えていく必要があるのかなというふうに思いました。

国民の負担をできるだけ下げるという意味では、入札にして募集容量もある程度絞る必要があるというのも分かりますが、全体として増やしていくということも考えていくと、それは入札回数ということになってくるのかなというのを感じたという次第です。

それからバイオマスについて、35 ページのところでしたか、今後のバイオマスの入札区分についてということで、一般木質1万kW以上について書かれていますが、諸外国でもこういう大型の案件については、もう既に自立化をさせているという話も聞きますし、日本の場合も今までの入札の案件がないということも考えれば、私はこの方向でいいと思

います。

それから 36 ページについて、これまでもほかの先生方からもお話がありましたけれども、やはり F I T / F I P の支援を受けて再エネを増やすために増設されたバイオマスが化石に行くということは、やはり国民にとっては望むべきことではありませんので、実質それをどうやって防ぐかというのは、今までの先生のお話にもあったように難しいとは思いますが、すけれども、少なくともこの F I T / F I P 制度に応募してバイオマスでと考える事業者であれば、その辺り、国民の信頼をぜひ裏切らないように、国としても制度をもう少し精緻に考える必要があるのではないかなと思いました。

それから最後、地域活用案件につきまして、44 ページ、45 ページに書いていただいていますけれども、45 ページの営農型について、事業者さんによってはここに書かれているように農地の転用許可書の提出をしないなど、不適切な事業者さんや案件も見られるということは事実なんですけれども、今後太陽光を増やしていく、加えてバイオマスも日本にとっては大変重要な資源となるので、その両方を得ることができる営農型の太陽光については、適切な事業者が増えるように指導しつつ、全体として増やしていくことも考える必要があるというふうに思っております。

それから 48 ページの災害時の活用、これはやはりこれだけいろんなところで災害が増えていますので大変重要な要件になってくると思います。国から自治体に対して災害時活用の先進事例を示すということが③番のところに書いてありますが、自治体もこういうことに携わる人材が大変不足していると思いますので、いかに具体例をきちんと自治体に届けるかというのは、やはりいろんな工夫をする必要があるのかなというふうに感じました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは松村委員、お願いできますか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

発言します。ほかの委員の方と同様に、今回の事務局の提案は全てもっともだだと思いますので、支持します。

その方向性に反していないと思いますが、2点発言させていただきます。

まず一般論として、入札対象にするかどうかの議論をするときに、入札対象から外すのはそれを優遇するためとの発想はやめるべきだと思います。特定のものを優遇するかどうかとは全く別次元の問題だと思います。

例えば、しばしば小規模なものというのは外すことがあるわけですが、ではそれは小規模

なものを優遇するために外しているわけではない。そちらまで対象にすると、様々なコストがかかる割に社会的利益が小さいとの判断でそうするのであって、仮に入札対象から外れたとしても、入札対象ではないが買取りの価格を中心とした条件というのをとても優遇すればもちろん優遇することになるし、入札に参加するよりもむしろ厳しめに設定すればそれを抑制することになるわけで、優遇するか否かは、本来はそちらの条件の設定の問題だと思っています。

優遇のために外すという発想は、健全な発想ではない。今後そのような議論があまり横行しないように、入札を続けたとしてもある種優遇するやり方は十分あり得ると思いますので、その点はちゃんと考えるべきだと思います。

なぜこんなことを言っているのかというと、小規模なものが外れることになったときに、低圧分割のような本来はむしろ抑制すべきものが、結果的に優遇されてしまう事態は望ましいことではなく、まずいことだと思います。そのようなことが決してないように、ほかの文脈で低圧分割は問題であるということが議論されているのにも関わらず、ここだけ結果的に優遇することにならないように、十分に条件も一緒に考えるべきだと思います。

次に、ずっと議論が続いているバイオのFIT買取期間、FIT/FIPの期間が終わった後の懸念に関して、まず化石に転換してしまうという懸念と退出してしまうという懸念の両方があると思います。

まず、化石に関する転換に関しては、机上の空論を言うようですが、仮にバイオはやめるけどグリーンアンモニア、グリーン水素などを燃やす火力に転換するのは、抑制する必要は全くないと思います。バイオでなくても十分ゼロエミッション社会に貢献するようなものに転換するのはもちろん抑制されるものではない。もっとも、バイオのなぜ転換を危惧しているのかというと、燃料費が高いから。グリーンアンモニアやグリーン水素はもっと燃料費が高い可能性があり、だから机上の空論を言っていることは十分分かっていますが、まずゼロエミッションが本来の目的だということは忘れてはならないと思います。

化石に変わることを抑制することは、第一義的には十分な合理的なカーボンプライシングが入ることが基本だと思います。カーボンプライシングの議論が結局できたもの、もちろん今議論が十分進んでいるということは理解していますが、結局できたものがしょぼいもので、これを抑制するのに十分な水準になっていないということなのに、公的な資金を投入したものがこんなふうになるのはけしからんなどと主張することがあれば、それは国としての品格を疑われるのではないかと。あるいは意志を疑われるのではないかと。思います。

カーボンプライシングの議論がまず基軸だということは、この委員会で言うことではないのだけれど、しかしこの委員会に参加している人もそういう議論に参加している人がいるわけですから、そここのところがいいかげんなものにならないようにというのがまず第一義だということは、認識する必要があると思います。

次に、退出するというのを防ぐことに関しては、もちろん今回提案されたものは現行のルールの下で、やり得ることを精一杯考えていただいたということだと思います。それは当然

支持しますが、第一義には十分稼げるようになるということだと思います。言及があるとおり調整力市場や容量市場で十分な収益が得られて、燃料費が高いものであったとしても、ある種の価値を供給できるポテンシャルのあるバイオは十分生き残るといような、そういう設計をしていかなければいけない。その意味で、この委員会のマターではないことは十分分かりますが、調整力市場や容量市場をどう改革していくのかというのが、最も重要な点なんだと思います。

その上で、例えば調整力市場や容量市場にここから卒業したバイオが参加するためにどういう要件がハードルになるかというようなことがあれば、業界からも早い段階で広域機関なりに要望というのが出てくることを期待しています。

容量市場に関しては、メインオークションなら4年前なので、あんまりのんびりしていると出遅れると思います。

具体的に、例えば燃料制約などがバイオではとても起きやすいと思いますが、そういうものに対するペナルティーだとかに懸念があるとかということがもしあるのだとすれば、それはかなり早い段階で繰り返し要望を出していただかないと、制度はなかなか変わらないので、業界のほうもそちらにも目を向けて、必要があれば声を上げていただければと思います。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、委員長ですけれども委員として秋元からも若干だけコメントさせていただきます。

私も今回の事務局の提案については基本的に賛成で、特に大きな異論はございません。

その上で、2点だけ少しコメントをしておきたいと思いますが、バイオマス関係で35ページ目ですけれども、以前も申し上げたかもしれませんが、個人的には必ずしも、ここで④として書かれていると思うんですけども、既に十分なFIT認定量が存在しているということに関しては、恐らく十分なという意味はエネミックスの目標値に達しているということだと理解していますが、必ずしもエネミックスはがちがちに目標を決めて、そこが満たされれば全部がいいというものではないので、理由としてはあまりこれをサポートするものではないかなというふうに思って、ちょっとコメントを読みました。

また諸外国の点も、これも以前申し上げたかもしれませんが、それぞれ国によってバイオマスの利用可能性は違いますし、国によって日本の場合はいろいろ再エネ、そのほかも含めてエネルギーを安価に入手する手段が少ないということもありますので、海外がやめたからといって日本が即やめる必要があるかという、必ずしもそうでもないかなというふうに思いますので、結論としては今回FIT/FIPから卒業するという点に関して全く異論はないんですけども、ちょっと④のところの前半部分の第1文に関しては、少しあまりこれを言う必要もないかなというふうに思って聞きました。

それで、続いて 36 ページ目ですけれども、こちらも議論が委員の中でもありましたけど、若干懸念は、結論としてはいいんですけれども、ここも①、②と書かれているところの②の部分ですけれども、指導の対象として指導を行ったときはその旨を公表するという事なんですけれども、おおむね別に大きな異論ではないんですけれども、ほかの電源との関係性でバイオマスをこの扱いにすることが適切なのか、さらに言うとFIT/FIPの制度をつくったときにはそういうことは言っていなかったとされていて、ここに来てこの対象とするということ、公表とするということが適切なかどうかということに関して、若干の懸念があるということでございます。

例えば、太陽光等でもまだ寿命があるけどもFIT期間が終了して撤退するという事だあって起きると思いますけれども、そこに関して指導の対象ではないのに、ここがバイオマスだけ指導の対象というのは若干フェアじゃない感じもしたんですけれども、もし見解があればぜひ事務局からお話したいというふうに思います。

ただ、いずれにしてもほかの委員もおっしゃいましたけれども、やっぱりインセンティブをしっかり与えていって、退出しないとか、もしくはバイオマス混焼からほかに変わらないとか、そういったインセンティブをしっかり考えていくということが重要で、FIT/FIPの枠組みから外れるけども別のフレームの中で総合的にそちらに移行しないようにしていくということがとても重要だと思いますので、総合的に政策をぜひお考えいただければというふうに思いました。

以上です。

それでは、委員からあまり異論はなかったと思いますが、若干コメント等もございましたので、事務局からこれまでの委員からの質問、意見について、ご回答あればお願いしたいと思います。

○日暮課長

事務局です。

コメント、ご意見、ありがとうございました。

入札に関して何点かいただいております。まず大石委員から、陸上風力についての入札回数についてご意見をいただきました。陸上風力について、もちろんエネルギーミックスを踏まえながら引き続き大きく伸ばしていくという観点、そして価格の競争を促していく観点、この二つを踏まえながら入札回数、募集容量ということは最適な水準ということを常に目指していきたいと考えております。

足元の状況を踏まえ、入札を1回としながら募集が多かった場合に、さらに追加の入札を行うということが適当なバランスではないかというふうに考えておりますが、引き続きこれを大きく伸ばしていくという観点から、入札の応札容量の動向やまた様々な事業者の意見も踏まえながら、今後動向をよく見ながら必要に応じて見直しも考えていきたいと考えております。

松村委員から、この入札の対象とするか否か、小規模について入札の対象外としている部

分について、優遇しているわけではないということについてコメントをいただきました。基本的な考え方はご指摘のとおりだというふうに受け止めてございます。今後、資料の作り方などについてそうした誤解などが生じないように、事務局としても踏まえて対応していきたいと考えております。

低圧分割を促していくというようなことは、入札制を通じて意図するところでは全くございません。低圧小規模なものについても実態を踏まえてコスト効率的な実施を促していくということについては、引き続き進めていきたいと考えてございます。

また、バイオマスについてコメントをいただきました。特にFIT/FIPの終了後の取扱いについて、ご意見を皆様からいただいております。

安藤委員から、FIT/FIP終了後にバイオマス比率を減少させた場合について、どの程度がこのバイオマス比率の減少ということになるのかというお尋ねがございました。事業の規模、状況に応じて個別判断を慎重にしていきたいと考えておりますが、現在バイオマス比率を40%以上減少させた場合には、FIT/FIPの価格の変更事由ということとしております。こうした今の取扱いや引き続きの状況を踏まえながら、整理、最終的な判断をしていきたいと考えてございます。

また、FIT/FIPにおける指導等の措置のみならず、実効性を踏まえた対応をしていくべきではないかという点は皆様からいただきました。そのとおりだというふうに考えております。今後、検討を進めていきたいと考えております。

松村委員からあったカーボンプライシングが基軸となることになるのではないかという点、ご指摘はそのとおりだと考えております。関係部局や他の審議会とも連携をすることとなりますが、カーボンプライシングが実効性を持っていくという制度設計を本委員会としても引き続きフォローしていきたいと考えてございます。

また、調整力や容量市場という制度設計との連携についてもご指摘いただきました。

また、早い段階で様々な整理検討、そして他の委員会などへの意見の提出などの重要性についてのご指摘をいただきました。この点をまさに踏まえて、対応していきたいと考えてございます。

今般、バイオマスの買取りについての支援の対象外とする一般木質等の1万kW以上及び液体燃料についてのリーズニングについて、秋元委員からご指摘をいただきました。引き続きエネルギーミックスとの関係のみを今回支援の対象外とすることについてのことはございません。④についてコメントいただきましたので、踏まえて整理をしていきたいと考えております。

バイオマスについて買取り終了後について、指導の対象とするということについての考え方をご質問いただきました。FIT/FIPの支援対象となった設備を維持しながらバイオマスでなくなるという点に着目をするということが、事業を終了させるということとは異なった点だというふうに考えておまして、この点は指導の対象とするということを検討していきたいと考えております。

他の電源とのバランスという点をご指定いただきました。また個別の事業の規模、状況に応じて行政上の対応ということで、慎重な判断も必要だという点も考えております。個別の判断をしておりますけれども、他の電源とのバランスや個別の電源についても慎重な対応をしながら判断をしていくという点、改めて申し上げたいと考えてございます。

最後に地域活用要件について、個別に各皆さんからご意見をいただきました。実効性のある地域に活用される、災害時に活用される電源とするために、どのような取組が必要かという観点から今回ご提案させていただいておりますが、緊急時にここに電源があるということだけではなくて、平時から緊急時に備えて、地域の自治体の皆様が活用し得るということの準備を促していくということが、緊急時に活用される電源として非常に大事だというふうに考えてございます。ただ、実態は各地域ごとに様々であるというふうに考えておりますので、自治体の取組をFIT/FIPの制度の中でサポートをしていくということを今回の考え方としております。

引き続きこの点は、災害の対応に終わりが無いということでありますので、自治体のニーズ、自治体との連携の状況を踏まえながら、状況をフォローしながら、非常時に活用される電源となるように改善を続けていきたいと考えてございます。

また、岩船委員からFIT/FIP以外の電源についての管理についてもご指摘いただきました。別の委員会になりますけれども、FIT/FIPの対象外も含めて適切な解体・撤去、そしてリサイクルまでを含めた全ての電源を把握をしながら対応していくという制度の検討も行われております。

こうした制度も含めて、FIT/FIP外の電源についての規律ということについても、進めていきたいと考えてございます。

また、大石委員から営農型についてご指摘いただきました。再エネを大きく伸ばしていくという観点から、営農型について非常によいものについては進めて横展開をしていくと。一方で十分な営農がなされていないもの、また関係法令が適切に守られていないものについては厳格に対応していくという2面を、両方を進めていきたいと考えております。

再エネを伸ばしていくという観点から、営農型は非常に大きなポテンシャルを持つ電源だと考えております。地域と共生した営農型、いいものを大きく支援をしながら横展開、これについては別途進めていきたいと考えてございます。

事務局からは以上です。

○秋元委員長

ご回答いただきましてありがとうございます。

それでは、追加で委員から、今のご説明に関して等含めて、もう一度ご発言されたい方がいらっしゃいましたらお願いします。お声を上げていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。

次の議題に移る前に、ちょっと今の議題について少しまとめをしておきたいというふう

に思います。

入札制・地域活用要件ということでございますが、まず来年度の事業用太陽光発電の入札制度に関しては、今年度と同様に上限価格は事前公表、そして原則 250 kW 以上を入札対象とすると。そして屋根設置区分に該当する案件についてのみ、入札制の適用を免除するという事、そして実施回数は 4 回、そして募集容量については昨年度の第 4 回及び今年度 3 回の計 4 回分の通年の入札結果を踏まえて初回を 79MW としつつ、各回の直前に入札容量を踏まえて募集容量を機動的に見直すという方針が事務局より示されたわけでございますが、これに対して委員から異論がなかったというふうに理解しております。

続きまして、来年度の陸上風力発電の入札制度でございますけれども、競争性確保の観点から、直近の年間認定量等を踏まえて 0.9GW を初回入札の募集容量とした上で、1.2GW を超える入札参加があった場合には、年度内に追加の入札を行うという方針が示されましたが、こちらについても異論がなかったというふうに理解しております。

バイオマス発電の入札に関しては、来年度は今年度と同様の方式で実施ということ、ただし 2026 年度以降の一般木質等（1 万 kW 以上）及び液体燃料（全規模）の新規案件については発電コストに占める燃料費の割合が大きい中、国際市場の需給や円安等の影響を強く受ける性質があり、自立化や新規の案件形成が大きく進むことは考えにくいこと、またそのほかもろもろの理由を踏まえて FIT/FIP 制度の支援の対象外とするということ、そして既存案件については FIT/FIP 期間終了後の事業継続を促すため、バイオマス比率の把握や指導、そして他制度との連携を行っていくということで、この方針に関して異論がなかったということだと理解しております。

そのほか、再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力は、本年度と同様の設計にすることについても異論がなかったというふうに思います。

続きまして地域活用要件についてですけれども、太陽光発電設備の設置者と地域での防災を担う市町村の連携を強化する観点から、一つ目、国が FIT 認定を行った際市町村に対してプッシュ型で情報提供を行うこと。二つ目、市町村から事業者に対する災害等の協力依頼に応じるよう努めることなどを、事業計画策定ガイドラインに明記すること。そして三つ目、国から自治体に対して災害時活用の先進事例等の横展開を進めることについても、おおむね異論がなかったというふうに理解しております。

以上サマリーでございますが、もしご異論等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。

3. 残る論点について

○秋元委員長

続いて、後半の議題に移りたいと思います。残る論点についてご議論をいただきたいと思

いますので、事務局から資料2についてご説明をお願いいたします。

○日暮課長

事務局です。

資料2、残る論点についてです。

2ページ目のとおり、ご議論いただきたい点、(1)から(6)、6点ございます。それぞれご説明申し上げます。

4ページ目、2026年度の事業用太陽光発電の解体等積立基準額についてであります。引き続き解体等費用を適切に積み立てていくということから、事業用太陽光発電の2026年度の認定の解体等積立基準については、2025年度と同様の設定方法に基づき、設定することとしてはどうかと。また特段の事情変更がない限り、今後も同様の設定方法に基づき設定することとしてはどうかということでもあります。

具体的には5ページ目のとおり、これまでと同様に赤囲みのとおり、26年度以降設定していくこととしてはどうかという提案で考えてございます。

また4ページ目に戻っていただいて、一番下の米印になりますが、関係審議会において陸上風力発電、再エネ海域利用法の適用外の洋上風力発電について、原則FIT/FIP制度における廃棄等積立制度の対象とすることが適当という議論が関係審議会においてなされております。

大量導入小委員会において今後検討を深めることとされておりますが、こうした検討を踏まえ、来年度の本委員会において具体的な議論を行うこととしてはどうかと考えてございます。

6ページ目以降、バランスングコストについてでございます。7ページ目になりますけれども、2022年に開始したFIT制度について、再エネ電源の早期自立化に向けた電力市場統合を促す観点から、本委員会においてFITのみ認められる対象の拡大についてご議論をいただいてきております。加えて昨年的大量導入小委員会においてFIT電源、FIP電源の需給バランスへの貢献を踏まえた電源間の公平性を確保する観点から、優先給電ルールにおける出力制御の順番をFIT電源、そしてFIP電源の順とするという措置を講じることとしてございます。

こうしたFIT制度を引き続き大きく推進していくという観点から、三つ目のポツの①から⑤のとおり政府として実施する事業環境整備について、再エネ主力電源化アクションプランとしてまとめてございます。こうした様々な支援、推進の中で供給シフトのさらなる円滑化ということで、バランスングコストの増額等について、検討を進めていくということとしておまして、このバランスングコストの増額措置についての対象期間、交付額等の詳細設計について、本委員会においてご審議いただきたいと考えてございます。

参考になりますけれども、11ページ目のとおり、様々な取組も通じましてFIT制度の活用状況でありますけれども、2024年12月末時点で新規認定・移行認定を合わせて3,127MW、2023年10月時点の認定量から容量は2.8倍、件数は4.8倍となっております。引

き続きこれを大きく伸ばしていきたいと考えてございます。

そして13ページ目、現行でもF I P制度のバランシングコストについて、発電計画の作成などに技術やノウハウの蓄積が必要となるという点を踏まえて、F I P制度開始時期の現段階において、バランシングコストとして上乗せの措置を行っているということでございます。

14ページ目です。今般F I P制度をさらに進めていくという観点から、環境整備としてバランシングコストの増額を検討するというに際して、関係審議会でご指摘をいただいております。国民負担の抑制を前提として費用効果的なインセンティブの設計をすべき、時限的な誘導措置とすべきではないかという点など、ご指摘をいただいているというところでございます。

こうした中で、2025年度以降のバランシングコストについての案を15ページ目をお示ししております。バランシングコスト、F I P電源に対して発電計画の策定、発電量、市場価格、気象の予測等の対応に要する費用に充てるために、現在交付がされているという状況がでございます。

今般、F I T電源とF I P電源の電源の性質、電源間の公平性の確保という観点から、出力制御順の変更を措置をいたしますが、再エネ電源の電力市場への統合を進めていくためには発電計画の策定などだけではなくて、電力市場価格の低い時間帯から高い時間帯への供給シフトを含めて、より高度な取組が円滑に実施されるように、環境整備を行っていく必要があるというふうに考えてございます。

こうした目的を踏まえて、今回のバランシングコストの増額を講じていくということとしてはどうかと考えてございます。

なお、こうしたバランシングコストについて、F I T電源には交付されないということでありますので、結果的にF I P制度の活用を促進するという効果、そして結果としてF I T電源への支援をF I P電源への支援にリバランスするという効果もあると考えてございます。

一方で、国民負担の抑制という観点、再エネ導入に当たっての統合コストを最小化していくという観点から、引き続き事業者がバランシングコストを低減させていくインセンティブを持たせることも重要だと考えております。

このため、年度を経るにつれて交付額が減少していくという仕組みは維持しつつ、2025年度以降の対象期間、交付額について、下のとおり措置をしてはどうかと考えてございます。

24年度のバランシングコストの見直し措置と同様に、対象については供給シフトの円滑化に向けて特に重点的な事業環境整備が必要となる太陽光、風力、自然変動電源を対象とすることとしてはどうかと。F I P電源として運転開始年度について2025年度以降のものに対象を限定という考え方もあり得ますが、既に先行的にF I P認定を受けた事業との公平性、この点に配慮いたしまして、F I P電源として運転開始年度問わずに対象とすることとしてはどうかと考えてございます。

16 ページ目、措置の期間／交付額でございます。措置期間はF I P比率が 25%に達した年度までとすることとしてはどうかと。その上で交付額について、年度を経るにつれて交付額が減少していくということとしつつ、今般の出力制御順の変更により結果的に生じる国民負担の抑制効果の範囲内において、設定することとしてはどうかということでもあります。したがって、国民負担の抑制の効果全てを活用するというのではなくて、限定的に活用するということとしてはどうかということでもあります。

具体的には、一定の仮定の下での機械的な計算では、出力制御順の変更による国民負担抑制額は約 19 億円、バラシングコスト単価に換算すると 1.3 円／kWh 程度に相当することとなりますが、この範囲で設定するという観点から、25 年度のバラシングコストの増加額をプラス 1.00 円／kWh としてはどうかということでございます。

26 年度以降の増加分の単価については、F I P 対象電源の量によって国民負担の抑制効果となる単価水準が変わり得るということから、来年度以降に算定することとしてはどうかと考えてございます。

米印に記載をしております。出力制御事案の変更により結果的に生じる国民負担の抑制額の範囲内において設定するという考え方は維持をいたしますが、必ずしも小数点第一位を切り捨てるという考え方によらず、その時点での状況を見極めつつ本委員会で議論をしながら設定をしていきたいと考えてございます。出力制御順の変更による国民負担の抑制効果について、模式的に 17 ページ目に整理をしておりますので、参考まで資料を添付しているというところでございます。

続いて 21 ページ目以降、三つ目の論点ですが、F I P 制度のみ認められる対象について、太陽光とバイオマスについてご審議いただければと思います。

最初に太陽光についてでございます。これまで本委員会において、順次 F I P のみ認められる対象についての拡大を行ってまいりました。この対象を 50 kW 以上に拡大をするか 250kW 以上そのまま据え置くことになるかについて、かねてからご審議をいただいております。F I P 認定の状況やアグリゲーターの動向等も勘案しながら、改めて検討するということとされてきてございます。

現時点では太陽光について、F I P 新規認定・移行認定に関する一定の進捗は確認をされておりまして、50 kW 以上 250 kW 未満の区分においても F I P の新規認定・移行認定は出力・件数共に拡大をしてきております。

またアグリゲーターにヒアリングを実施したところ、50 kW から 250 kW 未満の電源規模において、既に契約実績が存在すると回答した事業者が複数存在してございます。

こうした点を踏まえまして、2025 年度の F I P 制度のみ認められる対象について、50 kW 以上に拡大するということも考えられますが、2025 年度、3 か月後に迫ってきておりますが、事業者の予見可能性という点にも一定の配慮をいたしまして、2025 年度は 250 kW 以上とし、2026 年度から F I P 制度のみ認められる対象を 50 kW 以上とすることとしてはどうかと考えてございます。

25 ページ目、バイオマス発電についてでございます。バイオマスについても順次、F I P制度のみ認められる対象についての拡大を本委員会において議論いただけてきました。二つ目のポツになりますけれども、50 k W以上から 1,000 k W未満の発電区分について、卸売電力取引市場の最小取引単位を安定的に超過する発電量を実現できるか否かに着目をし、分析を行ってまいりました。ごみ処理焼却施設の併設バイオマス発電については、1年を通じた全ての月で最小単位を超えて安定的に発電できる設備が多数存在しているという点を踏まえて、F I T制度から中長期的な自立化を促すという観点から、2026年度の新規認定においてF I T制度のみ認められるバイオマス発電の対象として、50 k W以上を基本とすることとし、業界の足元の状況を踏まえることとしてございます。

業界へのヒアリングということを実施したところ、F I P電源として事業実施に向けた施設計画などのために一定の期間を要するという意見があったことを踏まえて1年間の猶予期間を設けることとし、2027年度の新規認定分からF I P制度のみ認められるバイオマス発電の対象について、50 k W以上とすることとしてはどうかと考えてございます。

ただし、ごみ処理焼却施設などの使用する燃料、事業者がコントロールすることが困難な事業については、事業実態を踏まえてF I P制度のみ認められるバイオマス発電の対象について2,000 k W以上を維持するということとしたいと考えてございます。

バイオマス発電業界の団体のヒアリングの結果について、記載を26ページ目にしてございます。

バイオマス発電事業者協会、日本木質バイオマスエネルギー協会については特段の意見がなし、日本有機資源協会については配付資料にもお配りをしておりますけれども、切替えの時期については準備期間を要するなどから、2026年度ではなく2027年度以降に設定すべきではないかというご意見をいただいております。

バイオマスについては、ごみ処理施設に併設される設備を除くバイオマス発電については2027年度の新規認定分からF I P制度のみ認められるバイオマス発電の対象について50 k W以上とし、ごみ処理焼却施設などについては2,000 k W以上を維持するという点としてはどうかという点でございます。

続きまして、29ページ目です。価格調整スキームにおいて考慮する物価上昇率の上限についてであります。

30ページ目です。この委員会において、洋上風力への大規模な投資を要する洋上風力の事業のリスクを軽減をし、事業を完遂させるという観点から、価格調整スキームについて議論をしてきてございます。価格調整スキームにおいて考慮する物価変動率について、この委員会においてご議論いただきました。

31ページ目になります。この委員会において、価格調整スキームにおいて考慮する物価調整率の上限について、一律に上限40%を適用することについて、全ての委員の皆様より調整前の価格が高い場合、過大な国民負担が生じるおそれがあるため、40%という割合だけではなく調整後の価格の水準と絶対値を踏まえた設定が必要であるという点のご指摘を

いただきました。著しい物価変動が生じた場合に、国民負担を基にした支援、事業実施の要否を再検討する必要がある、案件ごとに支援方法の適切性を慎重に判断すべきという点もご指摘いただきました。

以上を踏まえまして、公募のたびに本委員会において上限価格と併せて価格調整の上限の水準についてご審議いただきたいというふうに考えておりまして、こうした点を公募占用指針に明記をすることとしてはどうかと考えてございます。

したがいまして、32 ページ目になります。11月の委員会においてお示しをした資料について、赤字の点を追記をしてございます。資料の制度の全体の中で40%の価格調整の上限値に関して、他電源のコスト水準も勘案しながら上限価格と併せて調整の上限の水準について審議をすることとし、上限が40%に設定すると過度な国民負担が生じると判断される場合には40%未満の水準を採用すると。そうした点、公募占用指針に明記することとしてはどうかということでもあります。

33 ページ目以降、地熱発電のIRRについてであります。

34 ページ目です。地熱発電について、その導入を加速させていくという観点、開発リスク／開発コストに関する官民の役割・リスク分担について、関係審議会での議論を注視し、適切な水準についてこのIRRを検討していくということとしてございます。

他の審議会、資源燃料分科会において、地熱開発加速化パッケージ、地熱フロンティアプロジェクトとして、JOGMECの先導的資源量調査の実施・拡大を通じて国が初期段階の開発リスクを負うということ、経済産業省が主導で関係省庁、自治体との調整を行うということで、許認可、地元関係者との合意形成プロセスの円滑化・迅速化を図っていくこと、こうした案件の他案件への横展開、地熱開発の加速化につなげていくという方向性が示されているということでございます。

こうした点を実施していくことによって、具体的にどの程度のリスクが軽減をするのか、それを踏まえた具体的なIRRを設定していくのかということが、今後検討していく必要がございますが、こうした開発リスクの程度など調達価格／基準価格の検討に資する情報の収集を要請をしていきたいと考えてございます。

こうした点、今般12月、昨年12月に示されたエネルギー基本計画の原案においても、地熱発電について、2040年に向けて地熱発電の導入を加速させていくための具体的な計画、目標等を策定するということがされておりますが、こうした計画、目標等の検討と併せて今申し上げました点、情報の収集を行っていきたいと考えてございます。

続きまして6点目になりますが、38 ページ目以降初期投資支援スキームについてでございます。

39 ページ目ですが、適用開始時期に関する法制上の整理について、お諮りしたいと考えてございます。迅速に屋根設置の太陽光の促進を図るという観点から、認定時期を遅らせるというインセンティブが働かないようにするために、2025年度の価格を改めて設定するということが考えられますが、既に設定されている調達価格等との関係が論点となります。こ

の点、①から④のとおり整理をしていきたいと考えてございます。

再エネ特措法上、原則年度ごとに経産大臣が価格については定めて告示をしなければならないというふうにされてございますが、この再エネ特措法上の条項のただし書において、必要があると認められるときは半期ごとに当該半期の開始前に調達価格等を定めることができるかとされてございます。

これは、国会審議等を踏まえたと、年度当初に想定していなかった急激な状況の変化が生じた場合に、年度の途中で価格を改めて設定ができる旨を定めた規定であるというふうに解釈がされてございます。

2点目でございます。また、再エネ特措法上必要があると認められるときは、複数年度の価格設定ができるとされておりますが、こうしたこれらの規定にも複数年度価格設定を行った場合についても、今後FIT/FIP認定する案件の調達価格/基準価格等を改めて設定することができるという点は解釈がされてございます。こうした考え方に基づいて、適用を厳格に解していくということが必要でございますが、今般の初期投資スキームについて、屋根設置太陽光の導入拡大を目的とした措置、投資回収が早期化されることにより、事業者にとっては投資促進の効果があるということ、25年度の価格を再設定しない場合に認定を遅らせるという事態が発生するおそれがあることなどを踏まえまして、25年度の価格を改めて設定することが妥当ではないかと考えてございます。

ただし、事業者の皆様の中には、既に設定された25年度の価格を踏まえて、それを前提とした事業組成を始められていらっしゃる方がいるということも想定されております。屋根設置型太陽光は他電源と比べて相対的にリードタイムの短い電源でございますが、事業の予見可能性を確保するという観点から、屋根設置太陽光区分を創設した際の前例も踏まえまして、初期投資スキームの適用開始時期については、2025年度の10月からとしてはどうかと考えてございます。

同年の4月から9月については、経過措置的に既に設定した2025年度の価格を維持とするということとしてはどうかと考えてございます。

あと米印、一番下の欄に記載をしてございますが、初期投資スキームの適用対象として認定を受けた後、運転開始期間を超過した場合には、現行制度と同様に調達期間/交付期間から超過期間分を短縮するという点としてはどうかということですので。その際、初期投資期間、高い価格で支援を受ける期間から先に、調達期間/交付期間を短縮するという点としてはどうかと考えてございます。

以上6点、残る論点としてご説明させていただきました。ご審議をよろしく願います。

事務局からの説明は以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、事務局からのご説明を踏まえてご議論をいただきたく存じます。先ほどと同様

でございますが、五十音順で指名させていただければと思います。

すみません、いつも申し訳ございませんが、安藤委員、お願いできますか。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。

まず結論について、異論はございません。よって三つだけ細かいコメントをします。

まず 31 ページから 32 ページまで、価格調整スキームについて絶対値をきちんと見ていくということについては、これまで提示された懸念に対応していただきありがたいと思っています。

また 39 ページ目、初期投資支援スキームについて、2026 年からのすると、ではそれまで待ったほうが得なんじゃないかということで、先送りの懸念がこれまで提示された。このことについてもご対応いただき感謝しています。

1 点だけ意見として申し上げたいのが、15 ページのところ、バランシングコストの件、一番最後の四角のところ、既に先行的に F I P 認定を受けた事業との公平性に配慮し、運転開始年度を問わず対象とするということで、公平性という考え方も十分考えられるんですが、先に早く F I P にちゃんと切り替えたというものがお金がもらえないといった事例があったりすると、早めに切り替えるんじゃないかと待ったほうが得になる、後でインセンティブがついてから動いたほうが得なんではないかとなりかねないわけです。そうではなく早く行動したとしても、後からもらえるようになるものはちゃんともらえるということで、安心して早く行動できるようになるといった、これからの F I P の移行促進につながるという観点からも、つまり公平性だけでなくそういう移行促進の観点からも、一番下のところに書いてあるとおり運転開始年度を問わず対象とする、この方針が望ましいと思うので、結論としては賛成します。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして岩船委員、お願いできますか。

○岩船委員

ありがとうございます。

全体としては特段異存はございません。バランシングコストの増額を少し、1 円プラスってなかなか大きいなと思って見たんですけども、出力制御順の変更による国民負担抑制分の 19 億円の範囲ということで、そこに向かってそれ以上には増えない、インセンティブが膨らみ過ぎないように設計にもなっているかと思っておりますので、これでお進めいただければと思います。

最後の初期投資支援の 39 ページですかね、これも、ちょっとこれは決まってからの動きが早いなという印象があって、もう少し何か弊害がないかというのは少し検討してもいいような気もしているんですけども、もし実施するとすれば 25 年度が谷になるというのは

やっぱり避けなければならないので、このやり方でいいのではないかと思います。

あと最後の米ですね。高いところから運転開始期間が遅れた場合には、そこが短縮されるというルールも早くに運転開始をする動機になっていいかなとは思ったんですが、これはただ何かちょっと、もしやろうと思っている事業者が何らかのトラブルで始められないようなときとかに、高いところを取り損ねて結果として、何ていいますかね、きちんともらえなくなる、F I Tの恩恵が受けられなくなるようなことは問題ないんだろかというものが少し気になった点です。高いところ、わざと遅らせるとか運転開始期間をきちんと遵守しない、何ですかね、わざとやっているような場合というのは、そういうのがなくなっていい話だと思うんですけども、何らか事情があつて運転開始期間を超過するような場合には、もしかしたら何らか配慮が必要なのかなと思いました。その点だけ少し懸念でした。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

続きまして大石委員、お願いできますか。

○大石委員

大石です。

方向性としては今回のご提案についても賛成です。幾つかコメントさせていただきます。

まず解体費用積立については、今回の決定で異存はないのですが、最後の論点、初期投資支援スキーム、こちらを今後取り入れていくということで、既に委員会の中でお話しいたいていますけれども、初期投資支援スキームの適用があつた場合であっても適切に積立が行われるような制度設計を、ぜひお願いしたいなと思いました。

それからバランスングコストについて、今岩船委員からもありましたように、17 ページのところ、全体としては出力制御の順番を変えてF I Pを優先することで費用が浮くといえますか、出てくる資金の中で支援をしていくということで、これ自体は国民負担を抑える意味がありますので今回の方向性には賛成ですが、そもそも自然変動電源、太陽光も含めて、これが世の中に増えていくと、結局統合コストが増えて費用がかかってしまう、というふうな話も聞きます。再エネを主力電源にしていく上では、そういう統合コストができるだけかからない環境整備というのが必要になるので、今回の制度と直接関わるわけではないですが、そもそも出力制御が必要ないような環境整備を考えていくことによって、このバランスングコストそのものを抑えることができると考えます。中での調整というよりも変動、自然変動電源が入ってきても、例えば蓄電池ですとか揚水ですとかそういうものとの組合せで、出力制御が必要ないような環境整備というのがまずは必要ではないかなと思いました。

それから、34 ページの地熱ですね。これも大変期待の大きな再エネでありながら、なかなか入ってこないということで、いろいろな疑問の声も聞きます。今回まとめていただいたように、J O G M E C が先進的に調査をしていくことによって、地熱が今後増えていくことが大変期待されますので、なかなか難しい面もあると思いますけれども、ぜひこの点につい

では積極的に進めてほしいと思いました。

コメントになりますけれども、以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

続きまして、松村委員、お願いできますか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

ほかの委員と同様に、事務局の提案全て合理的だと思います。支持します。

コメントだけです。スライド16のところで、1円増加させるという提案が出てきました。それで、もうもともとが既定方針として決まっていたのは、国民負担を抑制するということ、一定の利益の範囲内で還元するということがちゃんと守られた提案だと思います。

その上で将来のことは分からないというのは、そもそも単価に換算すると幾らになるのかというのは将来変わってくるということだと思いますので、将来のことを決められないということはあるかと思いますが、一方でこれがあんまり急激にすぐに下がるということになると、事業者の予見可能性というか著しく損なうというか、これがあることで後押しされてスイッチしたら、すぐに物すごく減っちゃったなどということにならないように、この範囲でこの利益というのは一定程度以上ある間は、サポートしていくということが続くといいなというふうに思っています。

次に、スライド25です。この点は全くもつともだと思いますが、F I Pに移行したらJ E P Xに売らなきゃいけないということではなく、J E P X以外に引取り手がないということではない。相対契約も含めて自然に、特に環境性能に優れたものであれば引取り手は出てくると思います。したがって、この議論は合理的な議論ではあるけれど、今後いろんなところでJ E P Xで売ることが必要条件だと取られるととても困るので、今回の議論は尤もだと思いますが、これは必要条件という意味ではないこと、もちろん事務局の説明からも当然そうだと思うのですが、念のために確認するために発言させていただきました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、秋元からも委員として一言だけ発言させていただきたいと思います。

私も全体として、事務局のご提案について全て賛成でございます。

その上で1点だけ、松村委員がおっしゃったことと一緒になんですけども、16 ページ目のバランスングコストで、今回のこの提案、1円ということで将来に関してはそこから逆算してくるので分からないということなんですけども、若干予見性という部分で、事業者の予見

性が立ちにくいというところに関しては、少しこのやり方で仕方がないというふうには思ったものの、若干急激に下がるというようなことが予想されたりすると、利用者の予見性が立ちにくくて、思った効果が出にくくなるかなという気もしますので、期待感としてはある程度急激に下がらないというような、何か少し予見があったほうがいいかなと思いつつも、ただ国民負担の抑制ということも重要ですので、そういうちょっと悩みを持ってここを聞いたというところでございます。ただ、ご提案に関しては賛成したいと思います。

以上でございます。

それでは、委員からはほとんどあまりなかったかと思いますが、若干コメント、ご質問があったかもしれませんので、事務局からご回答いただきたく思います。よろしく申し上げます。

○日暮課長

事務局です。

コメントありがとうございます。幾つかいただきました。

まずバランスコストについて、安藤委員から過去に認定を受けたF I P案件についても対象としていくという点についての説明の仕方について、公平性ということだけではなくて、F I Pに安心して早く移行していくという観点にも着目をした説明があり得るのではないかというご指摘をいただきました。ありがとうございます。この点をご指摘を踏まえて、少し表現ぶりを含めて検討したいと考えてございます。

松村委員、秋元委員から、バランスコストの水準についての予見可能性についてコメントいただきました。国民負担を全体として抑制していくという中で、今般1円/kWh という水準としながら、将来水準については十分な形で今回お示しができておりませんが、国民負担抑制という観点から、どうした形で予見可能性にも工夫しながらF I Pへの移行やF I Pへの認定ということ、事業者の皆様の予見可能性を高めていけるか、工夫を少し考えてみたいと考えてございます。

またバイオマスについて、J E P Xの活用についてそれが必要条件となるというような誤解は生じさせるべきではないのではないかというご指摘をいただきました。そのとおりで考えてございます。各電源の実態であったり、あるいは事業の予見可能性ということ踏まえながら、幅広いバイオマスの電源について、2027年度からF I P制度のみということとしながら、ごみ処理焼却施設などに使用する燃料を使う事業者の皆様には、一定の例外措置を設けているというところではありますが、今後もJ E P Xだけではなくて相対取引も当然あるという前提の中で、当該電源の実態も踏まえながら引き続きの検討ということを行っていきたいと考えてございます。

初期投資支援スキームについてのコメントもいただきました。まず大石委員からいただいた点について、改めてでありますけれども今年度の支援価格という点は、廃棄等積立額よりも大きくなりますので、初期投資支援スキームであったとしても適切に廃棄等の積立てがなされる設計としてございます。この点については引き続き維持をしていきたいと考え

てございます。

また、岩船委員から運転開始期間との関係について、運転開始期間の期限を超過した場合について、高い価格からその買取り期間が減少していくという点について、一定のご懸念もいただきました。ありがとうございます。事業用太陽光については、3年間という運転開始期間を設けております。認定を受けてから、認定というのは運転開始の準備が整った段階で認定を取得をしていただいて、すぐに運転開始に移っていただくということが基本的な考え方ではありますが、事業者の皆様として十分な運転開始期間ということを各電源ごとに設定をしているという考え方でございます。

この屋根設置型の太陽光の実態を踏まえますと、今認定を取得してから運転開始に至るまで3年間ということについては様々な不測の事態が起きても一定対応できる期間ではないかというふうに考えてございます。こうした点を踏まえて、引き続き3年間ということ踏まえながら、運転開始が遅れるような場合については高い価格から買取り期間を減少させていくという措置で妥当ではではないかというふうに考えてございます。

最後に、大石委員からバランスングコストの議論と別に、統合コストを減少させていく、そもそも出力制御が抑止されるような環境整備を進めていくべきではないかというご指摘をいただきました。そのとおりで考えてございます。

今回の屋根設置型についても、基本的には需給近接型で自家消費を促していくということが、まさに再エネの拡大と統合コストを抑止していくという観点からも非常に重要な考え方だというふうに制度を設計してございます。

その他、出力制御への対応のパッケージを着実に進めていくということ、蓄電池の設置など他の関係審議会との連携にもなりますけれども、資源エネルギー庁全体とし適切に取り組んでいきたいと考えてございます。

事務局からは以上です。

○秋元委員長

ご回答ありがとうございます。

追加でご意見、もしくはご質問がございましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○岩船委員

すみません、岩船です。

○秋元委員長

岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

この初期支援スキームの件ですが、やはり私は今お話がありましたけれども、昼間の自家消費が、特に最初の4年は高い価格の時間に自家消費を進めないインセンティブになるということが一番懸念しているんですけれども、一応基本的な30円等の一般的な価格とは比較していただいていると思うんですけれども、各社さんの夜間電力の料金と比べて、この今

回想定するたしか 24 円だったと思うんですけども、その水準と今どうなっているか、その逆転が起らないかみたいところは少し調べて、情報として提示していただきたいと思いました。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今の点について事務局から何かコメントがあればお願いします。

○日暮課長

事務局です。

ご指摘を承りました。状況をよく整理しながら、またこの本審議会においてご報告させていただければと思います。

○秋元委員長

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

それでは、ご議論いただきましてありがとうございます。

それではこちらの残る論点についても、少し今日の議論を整理しておきたいというふうに思います。

まず、2026 年度の事業用太陽光発電の解体等積立基準額については、2025 年度と同様に設定し、今後特段の事情変更がなければ同様の設定方法に基づき設定する方針ということで、異論がなかったというふうに理解しております。

続きまして 2025 年度のバランシングコストについてでございますけども、電力市場価格に応じた供給シフトを含め、再エネの電力市場統合に向けた高度な取組が円滑に実施されるよう事業環境整備を行う観点から、出力制御順を変更した場合における国民負担の抑制効果の範囲内での支援ということで、追加的に 1 円/kWh を交付するというので、こちらも異論なかったというふうに思います。

将来のところの不確実性については、少し配慮の可能性はあるんじゃないかというコメントはあったと思いますが、25 年度については異論がないということだったと思います。

では、続きまして太陽光発電については、F I P 認定の状況やアグリゲーターの動向等を踏まえつつ、既に事業組成を始めている案件への配慮という観点から、2025 年度については 250 kW 以上を維持し、2026 年度は 50 kW 以上を F I P 制度のみ認められる対象とするということ、そしてバイオマス発電については、業界団体からのご意見も踏まえて 1 年間の猶予期間を追加で設けて、2027 年度の新規認定分から 50 kW 以上を F I P 制度のみ認められる対象とするということで、ご異論はこちらもなかったというふうに理解しております。

続きまして、価格調整スキームの物価変動率の上限は、一律に 40% に設定するのではなく、公募のたびに本委員会において上限価格と併せて上限の水準について審議するという

ことでご提案があり、こちらにも異論なしということだと理解しております。

続きまして地熱発電でございますけれども、地熱開発加速パッケージによるリスク低減の度合い等についての情報収集を関係審議会等に対して要請し、2027年度のIRRの取扱いについては、来年度以降の本委員会で決定することについて、こちらにも異論がなかったというふうに思います。

最後でございますが、初期投資支援スキームの適用開始時期については、事業の予見性を確保する観点から、2025年10月の開始とすることについて異論がなかったと思います。

岩船委員からは価格の状況について、情報提供をとということでございましたので、そこらは事務局はまたご対応いただけるということであったと思います。

以上でございますが、何か追加でご発言等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今日の議論は以上でございます、本日も大変ご熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

以上で本日の議事は終了となります。

最後に事務局より、次回開催について一言お願いいたします。

4. 閉会

○日暮課長

秋元委員長、ありがとうございます。

次回の委員会について、日程が近づきましたら、経産省ホームページによりお知らせいたします。

○秋元委員長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第101回調達価格等算定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。